

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年12月2日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
②事務の概要	・伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施し、市民の健康増進を図る。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①予防接種の接種歴に関する照会。②予防接種の接種済みの入力。③予防接種の対象者に対する接種勧奨通知。
③システムの名称	健康管理システム(※令和7年12月までの運用)、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)(※令和8年1月運用開始)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市保健所 健康部健康増進課 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話098-853-7961
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	--	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		予防接種事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリの保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	健康増進課長 徳元 和政	健康増進課長 砂川 早百合	事後	
平成28年4月1日	I-7 請求先	那覇市役所 総務部総務課市政情報センター	那覇市役所市民文化都市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I-1-② 事務の概要	予防接種法に基づきシフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・インフルエンザの発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施し、市民の健康増進を図る。	伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施し、市民の健康増進を図る。	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ②所属長の役職名	健康増進課長 砂川 早百合	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月28日	II.1いつの時点の計数か	平成30年12月31日時点	令和2年(平成32年)2月1日時点	事後	
令和2年2月28日	II.2いつの時点の計数か	平成26年12月26日時点	令和2年(平成32年)2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I -7 請求先	那覇市役所市民文化都市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第7号 別表第二の17、18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	(別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号 別表第二の17、18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	
令和7年8月1日	I -1.③システムの名称	健康管理システム(※令和7年12月までの運用)、府内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー	健康管理システム(※令和7年12月までの運用)、府内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)(※令和8年1月運用開始)	事前	
令和7年8月1日	I -3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 ・番号法別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和7年8月1日	I -4.②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号 別表第二の17、18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、28の項	事後	
令和7年8月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和7年8月1日	II-1、II-2 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和7年8月1日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和7年8月1日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和7年8月1日	IV-8 人手を介在させる作業		(項目内容追加)	事後	
令和7年8月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		(項目内容追加)	事後	